

●香川県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年3月30日から同年4月20日まで一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 大浜仁尾線（234号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市仁尾町家の浦字下家の浦78番地先 から 三豊市仁尾町家の浦字下家の浦371番1 地先まで	10.5~31.0	168	平成15年香川県告 示第231号で変更 した区域の一部
三豊市仁尾町家の浦字下家の浦371番1 地先から 三豊市仁尾町家の浦字下家の浦372番1 地先まで	9.5~16.0	20	

- 4 供用開始の期日 平成19年3月30日